

会員規約

令和 6 年 4 月 1 日 最終改定

一般社団法人 日本有機農産物協会

会員規約

第1章

第1条（会員）

- (1) 当協会の会員は、定款第3章に記載するものを言う。
- (2) 当協会の会員は、定款第3条の目的に沿って、有機農業を通じ社会の模範たる者であるべきであり各事業者の代表者とし、その立場をわきまえ、個人的感情による発言・行動は厳にこれを慎まなければならない。

第2条（会員の義務）

会員には、次の義務がある。

- (1) 当協会の定める定款、規約及び規程を遵守する。
- (2) 会員各社の次の届出事項等に変更が生じた場合には速やかに更新情報を提供する。
 - (イ) 名称及び代表者及び指定代表者の変更
 - (ロ) 所在地の及び連絡先の変更
 - (ハ) 主たる事業の変更
- (ニ) その他、当協会の運営上必要と認めた情報の変更
 - (イ) ～ (ニ) に変更が生じた場合は、2か月以内に当協会にて変更を通知するものとする。
- (3) すべての会員は、反社会的勢力との関係排除義務を負う。

第3条（会員種別）

定款第5条に定める会員種別の詳細は、以下の通りとする。

1. 正会員

- (1) 正会員は次の者をいう。
 - (イ) 正会員は、定款の定めに従い当協会の目的に賛同した、個人または団体

2. 特別会員

- (2) 特別会員は次の者をいう。
 - (イ) 特別会員は、当協会の事業を支援するために入会した、個人、団体または自治体

第 4 条 (入会)

- (1) 当協会の会員に入会しようとする者は、定款第 6 条 (入会) による。
- (2) 当協会に正会員、又は特別会員として入会を希望する者は、次の手続きを要する。
 - (イ) 当協会に、入会申込書を提出する。
 - (ロ) 申込者が本規約の入会要件を満たしているか審査を行い、入会要件を満たしていると判断した場合は、当協会が審査の上受理した旨を申込者に通知する
 - (ハ) 入会の承認を受けた後、年会費を当協会が指定した期日までに当協会が指定する金融機関口座に振り込み、指定された金額の入金の確認後、正式に入会とする。
- (3) 前 2 項の入会に際しての会員種別は、申込者の主をなす事業での加入を原則とする。
- (4) すべての会員は、反社会的勢力との関係排除に関する事項を承諾するものとし、入会申込書に不実記載事項等がある場合には、次項の措置に応じ一切の異議申し立てはできないこととする。
- (5) 入会申込に対する特段の疑義が認められる場合の措置は次による。
 - (イ) 入会申込みが承認されない、若しくは追認がされない事由を、申込者に通知し、同通知書に記載の期限内に事由の改善又は対応措置を求めることとする。
 - (ロ) 前号の回答を得て、理事会にて再審議を行なうこととする。
 - (ハ) 前 2 号の経過を経ても尚、適切な改善又は対応が認められない場合、当協会は入会申込みを、当該申込日に遡って否認することができるものとする。なお、その際、すでに年会費等が納付されている場合でも、返還しない。

第 5 条 (会費)

- (1) 会費の納付
 - (イ) 正会員及び特別会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費として、理事会において別に定める額を支払う義務を負う。
- (2) 年会費
 - (イ) 会員は、事業年度 (毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする。) 毎に年会費を負担する。
 - (ロ) 事業年度における年会費は、以下のとおりとする。
 - (1) 正会員 100,000 円 (非課税)
 - (2) 特別会員 50,000 円 (非課税)

※自治体関係者に関しては初年度 無料

- (ハ) 会員が事業年度の途中に入会する場合は、入会月より事業年度末（3月31日）までの、期間について前項に規定する年会費を月割計算（1か月に満たない場合は、1か月とする。）により支払うものとする。
- (ニ) 会員は、当協会が指定した期日までに年会費を当協会の指定する金融機関口座に振り込むものとする。
- (ホ) 既納付の会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第6条（任意退会）

- (1) 会員は、定款第8条の定めにより所定の退会届を提出することにより、いつでも任意に退会できる。

第7条（会員資格の喪失）

会員は、定款第9条の他、次のいずれかの事項に該当するに至ったときは、理事会で協議し当協会の諮問委員会の協議を経て、改めて理事会の議決し処分を行う事が出来る。

- (1) 本法人が定める定款、規程等に違反したとき。
- (2) 当協会の事業を妨げたとき。
- (3) 当協会の名誉を傷つけたとき。
- (4) 当協会の目的に反したとき。
- (5) 支払いの義務を1年以上履行しなかったとき。
- (6) 総社員が同意したとき。
- (7) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき。
- (8) その他処分に至る正当な事由があるとき。処分には、嚴重注意、始末書提出、改善勧告、権利停止、退会勧告、除名の上程がある。

第8条（附則）

この規程のほかに必要な規定は、理事会で定める。